14　高負担活動条件係数
与えられた任務の範囲、補給線の長さ、民間の修理及び支援施設を利用できないことその他活動の危険及び条件により生ずる増加経費を政府に補償するため、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務に対する支払月額に適用される係数をいう。

15　亡失又は損傷
装備品又は消耗品の全部又は一部の滅失をいう。

16　整備に係る支払月額
主要装備品を規定の規格に従って稼働可能とし、また、任務地域から撤収する際に、稼働可能な状態にして送還するために必要とされる予備部品、契約修理並びに第三及び第四ラインの整備に係る経費を政府に補償するための支払月額をいう。第一及び第二ラインの整備に係る人件費は、別途支払われるため、整備に係る支払月額から除外される。整備に係る支払月額には、予備部品の一般的な輸送経費を補償する輸送割増を含む。整備に係る支払月額は、政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の一部を構成する。
注　第一ラインの整備　部隊による整備
　第二ラインの整備　ＵＮＭＩＳＳのレベルで行われる整備
　第三ラインの整備　しばしば契約の下で行われる現地若しくは自国の工業施設又は国際的な工業施設による整備
　第四ラインの整備　全面的な整備

17　主要装備品
両当事者が決定する部隊の任務に直接関連する主要な品目をいう。主要装備品は、分類ごと又は個別に取り扱われる。主要装備品の分類ごとに別個の支払月額が適用される。これらの額には、主要装備品のために用いられる小規模の装備品及び消耗品に対する支払を含む。

18　小規模の装備品
部隊のために用いられる装備品（例えば、給食、宿舎、非専門的な通信及び土木その他の任務に関連する活動のために用いられるもの）をいう。小規模の装備品については、個別の会計は、必要とされない。小規模の装備品は、主要装備品のために用いられるものと要員のために直接的又は間接的に用いられるものとの二つに分類される。要員のために用いられる小規模の装備品については、自隊維持に対する支払月額が適用される。

19　不可抗力事故
偶発的な事故又は装備品の使用者若しくは保管者の過失によって生じた事故をいい、これらの者の悪意又は重大な過失によるものは、含まない。

20　自隊維持
ＵＮＭＩＳＳにおける派遣部隊に対する補給支援の概念であって、支払を受けるとの前提で政府が国の部隊に対する特定又は全ての補給支援を提供することをいう。

21　不当行為
国際連合行動基準、任務に特有の規則又は二千十一年八月八日にジュバにおいて作成された南スーダンにおける国際連合のミッションに関する国際連合と南スーダン共和国政府との間の地位協定に従って南スーダン共和国の関連の法律及び規則を尊重する義務に違反し、並びに国の部隊以外に影響をもたらす全ての作為又は不作為をいう。

22　任務に特有の規則
国家の要請が考慮された、標準運用手続、指令並びに国際連合行動基準に従ってＵＮＭＩＳＳの長、司令官又は国際連合平和維持活動の主任管理官によって発出されたその他の規則、命令及び指示（二千十一年八月八日にジュバにおいて作成された南スーダンにおける国際連合のミッションに関する国際連合と南スーダン共和国政府との間の地位協定に従い南スーダン共和国の関連の法律及び規則についての情報を含む。）をいう。

23　重大な不当行為
個人又はＵＮＭＩＳＳに対する重大な亡失、損傷又は傷害の結果をもたらす又はもたらすおそれのある不当行為（犯罪行為を含む。）をいう。性的搾取及び性的虐待は、重大な不当行為を構成する。

24　性的虐待
暴力によるか不平等又は強制的な状況におけるかを問わず、身体への性的な性質を有する実際の侵害又はそのおそれをいう。

25　性的搾取
性的な目的（他者に対する性的搾取によって金銭的、社会的又は政治的に利益を得る目的が含まれるが、これらには限られない。）のため、脆弱な立場、力の格差又は信頼を実際に悪用すること又はその未遂をいう。

26　予備的な事実究明の調査
事後の国又は国際連合の調査が円滑に実施されることを確保するために必要な証拠の保全をいう。予備的な事実究明の調査には、陳述書の収集を含み、証人その他の関係者との面会を通常含まない。

27　政府が整備の責任を有する形態の提供
部隊所有装備品に対する支払制度であって、政府が装備品をＵＮＭＩＳＳに提供し、その整備の責任も有する場合のものをいう。政府は、このような支援の提供に対し、支払を受ける権利を有する。

附属書Ｅ　我々は、国際連合平和維持要員である国際連合は、世界の全ての人々の平和への願望を具現している。
このため、国際連合憲章は、全ての要員が最高水準の誠実性及び行動を維持しなければならないことを求めている。
我々は、我々の基準の根本的な基礎として、国際連合平和維持活動を行う部隊のための国際人道法の指針及び世界人権宣言の関連する部分を遵守する。
我々は、平和維持要員として、国際連合を代表し、及び国家が紛争の傷跡から回復することを支援するため当該国家に滞在する。
結果として、我々は、国際連合の業務を行い、及びその理想を追求するため、公的及び私的生活における特別な制約を受け入れる準備を意識的に行わなければならない。
我々は、平和維持の職務を遂行することのみを目的として、国際連合と受入国との間で交渉された協定により、一定の特権及び免除を与えられる。国際社会及び現地住民の期待は高いものであり、我々の行動、行為及び言論は注意深く監視されるであろう。
我々は、常に次のことを行う。
・専門的であり、かつ、規律正しい方法により常に行動すること。
・国際連合の目標の達成に専念すること。
・権限及び任務を理解し、並びにそれらに関する規定を遵守すること。
・受入国の環境を尊重すること並びに国際連合の環境及び廃棄物の管理についての方針及び手続に従うよう努めること。
・物品又は装備品を散らかし、又は不正に処分することのないよう努めること。
・現地の法律、慣習及び慣行を尊重し、並びに文化、宗教、伝統及び性に関する事項を認識し、及び尊重すること。
・敬意、礼儀及び配慮をもって受入国の住民を待遇すること。
・不偏性、誠実性及び気転をもって行動すること。
・虚弱者、病者及び弱者を支援し、及び援助すること。
・国際連合の我々の上官又は監督者に従い、及び指揮系統を尊重すること。
・地位、階級、出身の民族若しくは国、人種、性別又は信条にかかわりなく、ＵＮＭＩＳＳの他の全ての平和維持要員を尊重すること。
・同僚の平和維持要員との間で適切な行動をとることを支援し、及び奨励すること。